

## 喀痰吸引等研修（第二号研修） 実地研修施設の基準

公益財団法人介護労働安定センター広島支部

### (1) 利用者の人数

たんの吸引及び経管栄養の対象者がそれぞれ適当数いること。

\*少なくとも、たんの吸引（口腔・鼻腔・気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろうまたは腸ろう・経鼻経管栄養）については、各々対象者が複数名必要

### (2) 実地研修指導者

実地研修施設において、指導する医師、看護師、保健師又は助産師（以下看護師等という。）がいること。指導にあたる看護師等は喀痰吸引等研修に関する研修指導者講習等を修了していること。

### (3) 喀痰吸引等研修実地研修実施にあたり、喀痰吸引等業務（特定行為業務）の実施に必要な計画等が立案され、実施状況が報告（評価結果の報告を含む。）されていること。※1) ※3)

### (4) 医療関係者との連携

実施研修指導講師である医師及び看護職員との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること。

### (5) 利用者の同意と医学的指示

当該管理体制の下、実地研修における書面による医師の指示、実地研修協力者である利用者または利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等（以下、「実地研修協力者」という。）の書面による同意承認（同意を得るのに必要な事項について説明等の適切な手続の確保を含む。）がとれていること。※2)

### (6) 緊急時の対応

事故発生時の対応（関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置、事故状況等について記録及び保存等を含む。）がとれていること。※4

### (7) 秘密保持

実地研修協力者の秘密の保持（関係者への周知徹底を含む。）等に関する規程整備がなされていることなど、実地研修を実施する上で必要となる条件が担保されること。

### (8) 確実な実地研修の実施

実地研修に必要な設備が整備されており、出席状況や評価結果等、研修受講者に関する状況を確実に把握し関係書類の保存ができること。

※1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）第26条の3第1項第3号に示す計画書様式

・ 様式8-1：喀痰吸引等業務（特定行為業務）計画書

※2) 省令第26条の3第2項第6号に示す説明及び同意に用いる同意書様式

・ 様式8-3：喀痰吸引等業務（特定行為業務）の提供に係る同意書

※3) 省令第26条の3第1項第4号に示す報告書様式

・ 様式8-5：喀痰吸引等業務（特定行為業務）実施状況報告書

※4) 省令第26条の3第2項第3号に示すその他の対象者の安全を確保するために必要な体制に係るヒヤリハット・アクシデント報告書様式

・ 様式8-6：喀痰吸引等業務（特定行為業務）ヒヤリハット・アクシデント報告書